

固定資産税

(1) 土地・家屋

区分	内容
避難解除区域 ●旧避難指示解除準備区域 ●旧居住制限区域	4分の3を減免 (地方税法で2分の1減免、町税減免条例で4分の1を減免)
帰還困難区域	課税免除

- 地方税法による2分の1減免については、令和2年度まで継続されます。
 - 家屋解体を行い更地となっている土地については、令和3年度まで住宅用地の特例(※)が適用されます。
 - 解体申請を行っている家屋については、解体されたものとみなして、減免します。
- ※住宅用地の特例とは、住宅やアパートなど、人が居住するための家屋の敷地として利用されている土地(住宅用地)となり、特例措置が適用され税負担が軽減されるものです。

<特例の内容>

	小規模住宅用地	一般住宅用地
課税標準額	価格(評価額)の6分の1	価格(評価額)の3分の1

- 小規模住宅用地(住宅やアパートなどの敷地で200平方メートル以下の部分)
 - 一般住宅用地(住宅やアパートなどの敷地で200平方メートルを超える部分)
- ※家屋の床面積の10倍までの面積(アパート・マンション・併用住宅の場合は計算が異なります)

(2) 償却資産

浪江町に償却資産を有し、震災により使用不能などの状況にあるものは減免となります。

軽自動車税

平成30年度と同様に、震災以前に登録された車両のうち、国が定める避難指示区域内に継続して放置したまま使用していない車両は減免されます。

国民健康保険税

平成30年度と同様に、被保険者である世帯主が被災者(平成23年3月11日において、東日本大震災および原子力災害により、避難指示区域に指定された区域に住所を有していた方)かつ、世帯に属する被保険者の平成30年中の基準所得額を合算した額が600万円以下の世帯は、引き続き減免となります。

介護保険料は、平成30年中の合計所得が633万円以下の方は、引き続き減免となります。
また、帰還困難区域の方についても引き続き減免となります。

問 住民課税係 TEL 0240(34)0224

平成31年度から

個人住民税および固定資産税の 減免基準が変更となります

東日本大震災、原子力災害の発災から8年、町の一部地域で避難指示が解除となって2年が経過いたしました。この間、議会、職員、関係機関と共に全力で浪江町の復興・再生に当たってまいりました。

復興は緒についたばかりではありますが、今年度(平成31年度)の予算編成にあたり、国からの財政支援は厳しさを増し、普通交付税や臨時財政対策債などの一般財源の増額は見込めず、町の財政は、大変厳しいものになっております。

間もなく「復興・創生期間」が終了しますが、町の行政サービスを維持し、また町独自の施策を展開していくため、国などの財政支援に頼らない財源確保が重要となっています。

多くの町民の皆さまがまだ避難生活を続け、さまざまな問題を抱えておられる状況の中ではありますが、町の財政の健全化を図る必要があること、法令減免以外について国から通常の課税が求められていること、近隣町村の動向などからも、町として財源を確保するため、固定資産税の納付の再開、住民税の減免範囲の縮小をさせていただくこととなりました。

町民の皆さまの生活環境を拝察するとき、「町のこし」のための苦渋の決断であることを、どうかご理解いただきたく、何卒お願い申し上げます。

平成31年4月1日

浪江町長 吉田 敬博

なお、平成31年度の税の取扱いは次のとおりとなります。

個人住民税(町県民税)

(1) 平成30年中の合計所得金額に応じて、次のとおり減免されます。

所得金額による減免割合

400万円以下	100%
400万円超～500万円以下	75%
500万円超～750万円以下	50%
750万円超～1,000万円以下	25%
1,000万円超	減免なし

※繰越損失の申告をしている場合は、損失額を差し引く前の所得で適用する減免割合の判定をします。

※譲渡所得の特別控除の申告をしている場合は、特別控除を差し引く前の所得で適用する減免の割合の判定をします。

(2) 事務所、事業所または家屋敷を有する方で、町内に住所を有しない方に対する均等割を全額免除します。